

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「事業場」という。）に雇用され、会計監査におけるITに関する内部統制監査等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月頃、就寝時のほてり、不眠、同年〇月頃、苛立ち、不安、同年〇月頃には、疲労感等の症状が出現したという。請求人は、同年〇月から産業医の面談を受けるようになり、同年〇月〇日、B病院に受診したが、その後は受診せず、同月〇日から同年〇月〇日までの間休業し、翌〇日、残業と出張はしないという条件付きで職場復帰した。請求人は、平成〇年〇月頃、不眠、不安、抑うつ気分等の症状を自覚し、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ病エピソード」と診断され、その後、平成〇年〇月頃、諸症状が悪化し、平成〇年〇月〇日、B病院に受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、監督署長の判断について上記第3の1 (略) のとおり疑義を主張しており、当審査会は、請求人に発病した精神障害について、検討を尽くす必要があると判断し、DセンターE医師に精神医学的意見を求めたところ、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、次のとおり意見を述べている。

ア 第1回目の発症に関して

専門部会の意見書からは抑うつ症状が存在していた可能性、および重労働による影響も否定できないが、それによる抑うつエピソードが主体の病状であったか、疲労の蓄積による倦怠感が主症状であったかは不明である。しかし、仮にうつ病に罹患していたと仮定しても短時間の診察で終わったことを勘案すると、抑うつ症状は軽度であった可能性が高い。

イ 寛解に関して

自宅療養中に専門医を受診していないこと、平成〇年〇月〇日の事業場の産業医との電話で「体調はすこぶるいいです。毎日プールで泳いでいます。」、〇月〇日の事業場の産業医とのメールで「心療内科は必要性をあまり感じていない。」と報告していることを考えると、この間、精神症状は消失していたと判断できる。また、この間の精神症状について産業医もとくに記載していないことも、精神症状が認められなかったことを裏づけていると考えられる。以上のことから、第2回目の発症前に寛解していたと判断できる。

ウ 一貫した精神疾患と捉えられる可能性に関して

以上のことから、今回の事案について、平成〇年の発病から経過が持続し

た一貫した精神疾患として捉えることはできないと判断した。

- (2) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は、平成〇年〇月頃に「F 3 2 うつ病エピソード」を発病したと考えるのが妥当であり、同年〇月以降の受診はなく、同年〇月以降から通常就労していた状況を考えれば、その後、平成〇年〇月頃に新たに「F 3 2 うつ病エピソード」を発病する前には寛解していたものとするのが妥当であり、さらに平成〇年〇月から症状が悪化した旨述べている。一方、請求人は、精神障害は寛解しておらず、新たな発病もしていないと主張している。

この点、E医師は、要旨、平成〇年〇月に発病した精神障害は、抑うつエピソードが主体の病状であったか、疲労の蓄積による倦怠感が主症状であったかは不明であるが、仮にうつ病に罹患していたとしても平成〇年〇月頃の「うつ病エピソード」発病前には寛解していたと判断でき、請求人の精神障害を平成〇年〇月の発病から経過が持続した一貫した精神障害として捉えることはできない旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経緯等に鑑みて、請求人は平成〇年〇月頃「うつ病エピソード」を発病したが、その後寛解し、平成〇年〇月頃新たに「うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものであり、さらに平成〇年〇月頃症状が悪化したものと判断する。

- (3) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとすることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

- (4) 本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

評価期間中については、請求人は具体的な出来事を主張することなく、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められず、また、認定基準別表1の「特別な出来事以外の出来事」に該当する出来事も認められず、決定書理由に説示のとおり、評価期間における業務による強い心理的負荷は認められない。

したがって、当審査会としても、本件疾病の発病については業務上の事由によるものであるとは認められないと判断する。

(5) 次に、請求人が業務上の事由により、平成〇年〇月頃に本件疾病を悪化させたものであるか否かについてみると、請求人は、平成〇年〇月頃にリストラ対象となり退職勧奨があったことと同年〇月頃から人材開発本部人事部付に配属されたことが大変苦痛であった旨主張しているところ、これらの出来事は、生死にかかわる等の業務上の病気やケガをしたなどの認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事とは到底認められないものであり、当審査会としても、平成〇年〇月頃の本件疾病の悪化を業務上の事由によるものと認めることはできない。

(6) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。